

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

☞ 慰安旅行費用

Q : 今年の慰安旅行は海外にしようと計画しています。会社が負担する旅行費用は、全額損金算入できますか？

A : 社会通念上、一般的と認められる費用であれば、福利厚生費として損金に算入することができます。

【解説】

会社が、その従業員の慰安旅行のために、社会通念上一般に行われていると認められる慰安旅行の費用を負担した場合、その旅行に参加したこれらの従業員の受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員の参加割合、会社及び参加従業員の負担額や負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うことになっており、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として、福利厚生費として取り扱うことが認められています。

- ① その旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合は目的地における滞在日数によります)以内であること
- ② その旅行に参加する従業員の数が全従業員の50%以上であること
- ③ その旅行により受ける従業員の経済的利益があまりに高額でないこと(明確な金額基準はありませんが、おおむね10万円程度であれば問題となることはないようです)

ただし、ゴルフツアーなど社会通念上一般的と認められない旅行を社員旅行とするような場合は、従業員等に対する給与となりますので注意してください。

